

平成 24 年 1 月 23 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 課長 土 生 栄 二 様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
代表 山 田 優

**『平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）』に係る質問・要望  
グループホーム・ケアホームを中心として**

障害福祉サービス、特に地域生活支援の充実・発展のため、平成 24 年度報酬改定案に際し、次のとおり質問・要望いたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

1. 処遇改善加算（仮称）の加算率が共同生活介護、共同生活援助で従来の加算率が変更になった理由を説明していただきたい。

共同生活介護 4. 7% → 3. 0% (−1. 7%)

共同生活援助 6. 0% → 6. 9% (+0. 9%)

2. 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)（仮称）について

○一体型事業所でも夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）が算定している場合で、職員が常駐していない場合は算定できるか

○一体型事業所で、ケアホーム対象者だけ夜間支援体制加算（Ⅰ）を算定し、グループホーム対象者が夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）を申請していない場合は夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)は算定できるか

3. 通勤者生活支援加算に関して

○宿泊型自立訓練は建物が同一であるが、グループホーム、ケアホームは住居ごとの支援体制になっている。この加算は事業所全体の入居者の数での割合なのか、それとも住居での割合なのか

○事業所全体では、この加算の算定要件に該当する事業所が少ないのではないかと、通勤者の生活支援を評価するのなら、住居単位の比率の適用を要望する。

4. ケアホームの大規模住居等減算に関して

○都道府県等の解釈で左右されないような通知（説明）をお願いしたい。

## 5. 送迎加算（仮称）に関して

○基金事業から個別給付の加算になった事は、評価します。しかし基金事業の実施基準をそのまま算定要件にするには、大きな問題と課題があります。

現在の基金事業の実施基準等は、申請時における直近 1 月間の送迎の実績が週 3 回以上あって、次のいずれかに該当することとなっている。

① 1 回の送迎につき、平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施していること。

② 1 回の送迎につき事業所の実利用人員の 1 / 2 以上かつ、平均 5 人以上が利用し、さらに週 3 回以上の送迎を実施していること。

この基準を適用すると、個別給付化になったのに、送迎を必要する人で、送迎サービスが使えない利用者が出てきます。また重症心身障害児（者）通園事業から 5 名の生活介護になった事業所はこの加算が算定できなくなります。

個別給付の解釈は、全国どこでも、だれでもサービスが使える事にあります。地方によっては小規模の事業所も多くあります。通うために送迎サービスは重要な役割を果たしています。基金事業の実施基準は撤廃し、必要な利用者が誰でも使える送迎加算にしていただきたく強く要望します。

○特に重症心身障害者、医療的ケアを常時必要とする利用者、強度行動障害者等の送迎を実施する場合は、複数の職員、看護師の添乗など送迎を安全に実施するためには、経費がかかります。特別なニーズを必要とする人の送迎には、短期入所の送迎の単価と同じような報酬を適用するように強く要望いたします。

\*従前の障害者デイサービスの送迎加算は、短期入所の場合と同額であった。